

# 次期唐津市教育大綱の策定について

令和6年2月20日  
唐津市 政策部 市政戦略課

## 1 教育大綱とは

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき策定

- 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を定める
- 総合教育会議で協議・調整のうえ、市長が策定
- 市長と教育委員会で調整がついた事項については、双方に尊重義務が生じる
- 対象とする期間は、4～5年程度を想定

## 2 現在の唐津市教育大綱(令和2年3月23日策定)

- 第2次唐津市総合計画における、基本目標「生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり」を実現するための教育行政に関する施策の基本方針として位置づけ

※「生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり」

総合計画の基本構想(H27～R6)に掲げる6つの「まちづくりの基本目標」の一つ。主に、教育行政に関する内容となっている

- 期間:令和2年度～令和6年度(総合計画【後期基本計画】の終期に整合)

唐津市教育大綱

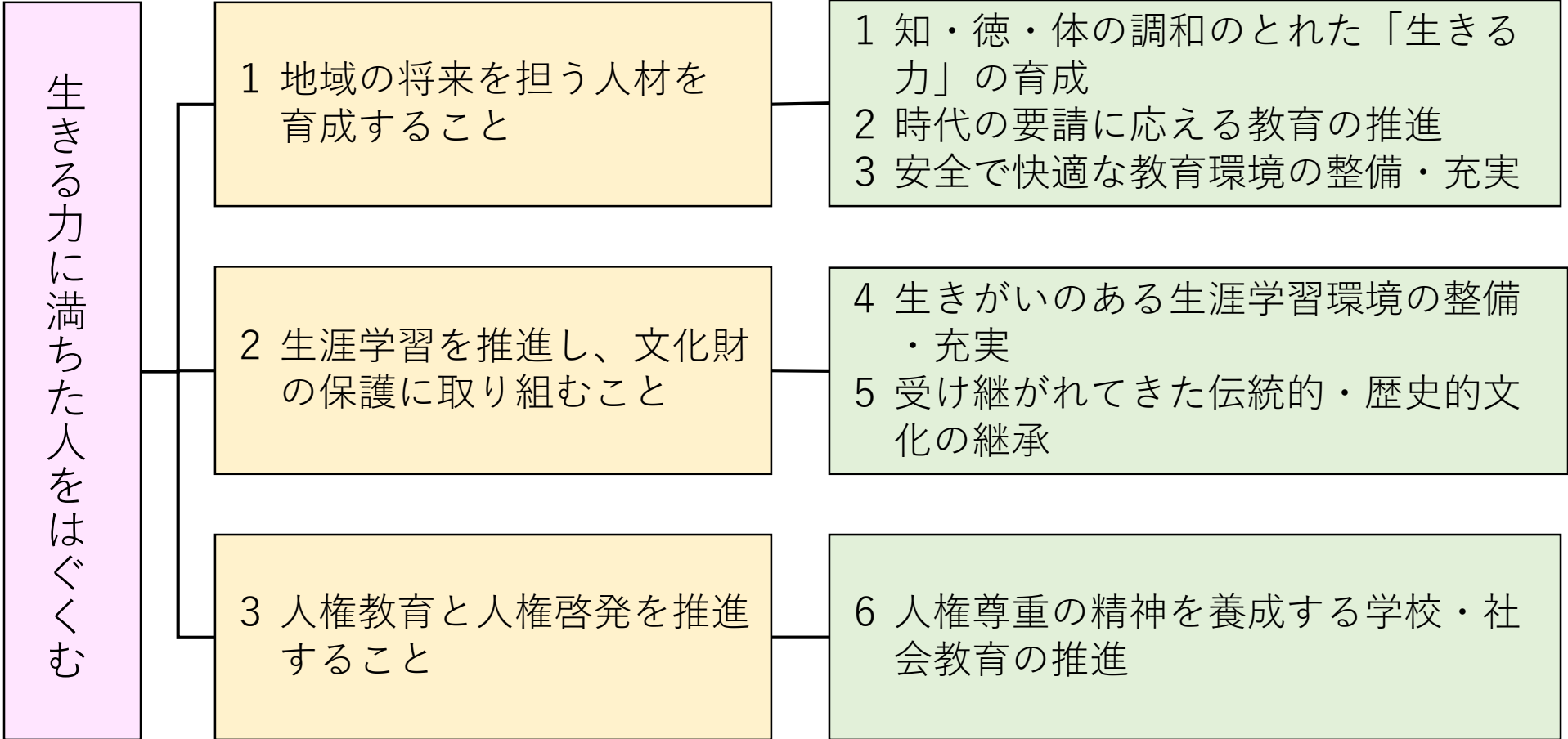
令和2年3月23日

# 3 現 唐津市教育大綱の体系

## 基本理念

## 基本方針

## 基本施策



## 4 策定スケジュール(案)

令和6年4月 第1回総合教育会議 次期教育大綱策定方針等の提示

令和6年8月 第2回総合教育会議 次期教育大綱(骨子案)の提示 内容協議・調整

令和7年1月 第3回総合教育会議 次期教育大綱(最終案)の提示 内容協議・調整

令和7年3月 次期教育大綱策定(市長決裁)

※上記スケジュールは大綱策定の進捗状況等により変更になる場合があります。